



骨粗鬆症治療には十分な医科歯科連携が顎骨壊死を予防するために必要である事を説明する

- 



診療情報提供料（250点）
医 - 紹介



- 



診療情報連携共有料（120点）
歯 - 返書



- 



診療情報連携共有料（120点）
医 - 情報



- 



診療情報連携共有料（120点）
歯 - 情報



- 



診療情報連携共有料（120点）
医 - 情報




以下   繰り返し

注意事項

 と  は同じ月内には算定不能

診療情報連携共有料（120点）は3ヶ月に1回算定可能

レセプトには連携施設を記載する事